

大阪市青少年福祉委員活動交付金旭区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、旭区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は、次のとおりとする。

（1）事業開催日の変更

（2）支出内容の変更

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

業務	算定基準額
（1）青少年指導員活動への支援 （夜間巡回等【指導ルームを含む】）	10,000 円
（2）青少年のための健全な環境づくりに関する活動 （体験活動） （区健全育成事業支援） （その他）	275,000 円
（3）校下（地域）での安全・安心なまちづくり推進活動 （青色防犯パトロール等）	45,000 円

なお、交付金額の上限額は330,000円とする